

守れ言論 活かそう憲法!

4.7市民集会

最近、ビラ配布などの言論活動が犯罪として逮捕・起訴され、憲法で保障された表現の自由が侵害されるという異常な事件が相次いでいます。普通の人ならば、何故これが犯罪なのか、と疑問に思う事件ばかりです。

ところが、裁判所は、表現の自由を守るどころか、不当な有罪判決を出しています。言論・表現の自由が行使できなければ、民主主義社会は成り立ちません。

市民の皆さんの声でこのような異常事態を変えて行きましょう!



日時・2008年4月7日(月)午後6時～
会場・弁護士会館 (2階講堂クレオBC)

地下鉄「霞ヶ関駅」下車すぐ・裏面に案内地図あり

参加費(資料代)・500円 事前予約不要

★プログラム……みんなで考えよう!

- ・ 憲法学者とジャーナリストによる対論
憲法学者 小澤 隆一氏 (東京慈恵医科大学教授)
ジャーナリスト 大谷 昭宏氏 (サンデープロジェクト等で活躍中)
- ・ 各弁護士団からの報告
- ・ 国公法弾圧堀越事件における公安警察の捜査の実態(CG上映)

主催・言論弾圧6事件弁護士団

葛飾ビラ配布弾圧事件、立川反戦ビラ入れ事件

国公法弾圧堀越事件、世田谷国公法弾圧事件

都立板橋高校卒業式事件、大分・選挙弾圧大石市議事件

連絡先 第一法律事務所(担当・三澤) 電話03(3543)6851

<言論弾圧6事件の紹介>

* 葛飾ピラ配布弾圧事件

マンションの各戸ドアポストに日本共産党発行の議会報告等を投函する目的で、マンション内に立ち入った行為が住居侵入罪に該当するとして、逮捕・起訴され、東京地裁で無罪判決を受けたものの、東京高裁で不当な逆転有罪判決。現在上告中。

* 立川反戦ピラ入れ事件

反戦ピラ配布の目的で、立川自衛隊官舎内に立ち入った行為が住居侵入罪に該当するとして、逮捕・起訴され、東京地裁で無罪判決を受けたものの、東京高裁で不当な逆転有罪判決。現在上告中。

* 国公法弾圧堀越事件

目黒社会保険事務所勤務の国家公務員が休日に職場から離れた中央区内でしんぶん赤旗号外などを配布した行為が公務員の政治活動を禁止した国家公務員法違反に該当するとして起訴。東京地裁で罰金10万円執行猶予2

年の不当な有罪判決。現在東京高裁係属中。

* 世田谷国公法弾圧事件

厚労省職員の国家公務員が休日に職場から離れた世田谷区の警察寮の集合ポストに日本共産党のピラを配布したところ、住居侵入罪で逮捕されたが、住居侵入罪自体は不起訴となったものの、国家公務員法違反で起訴。現在東京地裁係属中。

* 都立板橋高校卒業式事件

元教員が、同高の卒業式開始前に、保護者らに「日の丸・君が代」の強制を批判する雑誌のコピーを配布するなどしたところ威力業務妨害罪で起訴。東京地裁で罰金20万円の有罪判決。現在東京高裁係属中。

* 大分・選挙弾圧大石市議事件

大分・豊後高田市の大石市議が、選挙の告示前に、後援会ニュースを配布したところ公職選挙法違反で逮捕・起訴。本年1月28日に最高裁で有罪確定の不当判決。

会場地図:弁護士会館(2階講堂クレオBC)



◎地下鉄日比谷線・丸の内線・千代田線

◎地下鉄有楽町線

◎都営三田線

◎JR山手線

霞ヶ関駅(B1-b出口)徒歩1分

桜田門駅(5番出口)徒歩8分

日比谷駅(A14、A10出口)徒歩10分

有楽町駅から徒歩15分